

あいサポーター 研修に 参加して みませんか



「あいサポーター」とは、多様な障がいの特性、また障がいのある方が困っていることや配慮の仕方などを理解して、ちょっとした手助けをしてくれる方をいいます。

このあいサポーターを養成する研修を次の3会場で開催します。参加費は無料で、いずれかの研修に参加すれば、あいサポーターになることができます。

●秩父会場
と き 3月1日(水)
午後6時30分～
ところ 福祉女性会館集会室
定員 60人

●皆野会場
と き 3月8日(水)午後2時～
ところ 皆野町文化会館会議室
定員 50人

●横瀬会場
と き 3月18日(土)午前10時～
ところ 横瀬町町民会館大会議室
定員 50人

研修内容 (3会場とも同じ内容)
あいサポート運動の説明、障がいについてのDVD視聴、日常で使う簡単な手話 (研修時間は75分程度)

■開催日の1週間前までに、障がい者福祉課または社会福祉協議会へ電話にて申し込み

■障がい者福祉課
☎ 27-7331
FAX 22-7168
秩父市社会福祉協議会
☎ 22-1514
FAX 22-4815

高齢者介護課からの お知らせ

問 高齢者介護課 ☎ 25-5205
吉田・大滝・荒川総合支所市民
福祉課介護保険担当

吉田 ☎ 72-6082
大滝 ☎ 55-0865
荒川 ☎ 54-2116

介護サービス調査相談員を ご存じですか

現在、秩父市には介護サービス調査相談員が5人います。相談員は毎月サービスを提供する事業者や利用者宅を訪問し、介護サービスを利用している方が日ごろ抱えている疑問や不安の相談を受け、事業者と調整を行います。相談員には守秘義務が課せられていますので、お気軽にご相談ください。なお、相談員の訪問を希望する方は、高齢者介護課へご連絡ください。

障害者控除対象者認定書を 交付します

65歳以上の介護認定者のうち、障がい者と同等程度の方に、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書を持参することにより、確定申告等の際、本人または扶養者の税金が減額になる場合があります。

対象 平成28年末時点で要支援2または要介護1から5の認定を受けている65歳以上の介護認定者(障害者控除の対象にならない場合もあります)

すでに障害者手帳等の交付を受けている方は申請の必要はありません。

申請方法 本人または代理人の方が「介護保険被保険者証」を持参の上、高齢者介護課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課で申請してください。

太陽光発電事業を 適正に実施していただくための ガイドライン・要綱を制定しました

市内で太陽光発電設備を設置して発電事業を行う事業者の皆さんに、地域住民等の理解を得た、地域の環境や景観等に調和した発電事業の実施に努めていただくことを目的とし、「秩父市太陽光発電事業の実施に関するガイドライン」および「秩父市太陽光発電事業実施の手続等に関する要綱」を制定しました。ガイドラインにおいては事業者が配慮をお願いする事項等を規定し、要綱においては発電事業の実施にあたり必要な届出等を定めています。

以下に該当する太陽光発電事業を行う場合、ガイドライン・要綱の規定が適用されます。ご協力をお願いします。

問 環境立市推進課 ☎ 22-2378

対象となる太陽光発電事業	適用される規定
平成28年11月21日以降に着手される事業等であり、右記に示す太陽光発電設備を建物以外に設置するもの	ガイドライン
定格出力10kW以上のもの 定格出力50kW以上のもの ※同一の事業者が複数の太陽光発電設備を近接して設置する等、実質的に一つの場所へ設置していると認められる場合はそれらを一つの設備と見なします。	ガイドライン および要綱

詳細は、HP「秩父市太陽光発電事業ガイドライン・要綱」で検索！